

決議第3号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和6年6月28日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

○ 次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会正副議長・正副委員長研修会

- (1) 日 時: 令和6年8月21日 (水)
- (2) 場 所: ちゃたんニライセンター
- (3) 派遣議員: 正副議長、正副委員長
- (4) 主 催: 沖縄県町村議会議長会

○ その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。